

別記様式第1号(第四関係)

東条地区活性化計画

大阪府富田林市

令和7年1月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称 東条地区活性化計画

都道府県名 大阪府

市町村名 富田林市

地区名(※1)

東条地区

計画期間(※2)

令和7年度～令和8年度

目 標 : (※3)

当該地域では、土地改良事業(農地開発事業)を契機に、都市近郊の立地条件を活かした収益性の高い農産物の生産を行っており、同事業により造成された農地を有効活用して整備された富田林市農業公園及び農産物直売所を地域農業の振興と都市住民との交流を図る拠点施設としての役割をはたしている。

令和元年以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、施設への滞在者数が減少し、地域の農産物直売所での販売額も減少してきており、地域農業者の生産意欲の低下、農業離れの要因の一つとなっている。

農業公園は、令和7年度より新たな指定管理者によるリニューアルオープンを予定しており、それに合わせた施設の改修、維持補修等を行うことにより、滞在者数の増加、地域農産物の販売額の増加及び地域雇用機会の確保を図る。

(定量的な目標)

第1評価指標 農業公園における滞在者数42,210人/年の増加 (参考)目標値80,000人/年に対する令和3年度から令和5年度までの平均来園者数37,790人からの増加数

第2評価指標 農産物直売所における地域農産物販売額45,516千円/年の増加 (参考)目標値95,100千円/年に対する令和3年度から令和5年度までの平均販売額49,584千円からの増加額

第3評価指標 農業公園における地域間交流を促進するイベントの開催数18回/年

目標設定の考え方

地区の概要:

富田林市は、大阪府の南東部に位置し、中心部から約20kmの距離にあり、本市の耕地面積は645haで市域面積3,972haの16.2%を占めています。

本市では、都市近郊の立地条件を活かし、単位面積当たりの収益性の高い農産物の生産を行っていることが特徴で、ビニールハウスで栽培されるナス、きゅうりは、府内で一番の生産量を誇っています。

本計画対象の東条地区は、富田林市の南東部に位置し、古くは、丘陵地という地形を生かしたミカンの集団産地が形成されていましたが、当該地区の耕地面積169haのうち105haが昭和61年から平成17年にかけて大阪府営土地改良事業(農地開発事業)により造成された畑作地域となっています。整備後は、ナス、キャベツ、きゅうり等の軟弱野菜やみかん等の果樹の生産団地となり、安定した農業経営が図られています。

また、当該地区の南部には、農地開発事業により造成された農地を有効活用し、地域農業の振興と活性化を図ることを目的とした富田林市農業公園(以下、「農業公園」という。)が整備され、平成5年度の開園以来、ぶどう狩りやいちご狩り等の観光農園の運営による都市住民との交流、当該地区で栽培される新鮮野菜やみかん等の直売、地域雇用の拠点となっています。

現状と課題

本地区では、農地開発事業を契機に畑地経営に転換し、都市近郊型の農業が進められてきましたが、農業者の高齢化や担い手の不足等から耕作放棄地が増加し、地域の課題となっています。(令和5年6月時点で約2ha)

農業公園は、観光農業の推進を図るため、農地造成事業により整備された農地及び非農用地を活用した大型観光農業施設として平成5年4月に開園し、農地面積は8.2haを含めた総面積19.8haの規模を誇ります。平成5年の開園当時から約9万人、平成9年のピーク時で約14万人の来園者があり、その後も年平均約8万人で推移してきました。農業公園内には、ぶどう、みかん、梨のもぎ取り、いちご狩り、芋掘りなどの農業体験園、バラ園、ポピーなどの四季に応じた花畑、パーベキュー施設などがあり、特に、3.6haのぶどう園では、流行のシャインマスカットを始め12種類のぶどうが栽培されており、非常に人気の高いコンテンツになっています。また、農業公園内に併設された農産物直売所では、当該地区で生産された農産物が販売され、近隣の市町村の方々も年間を通じて訪れる地域の農業振興の拠点となっています。

しかし、令和元年以降は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、年平均来園者数は4万人を下回るまで減少し、その後も若干の回復傾向が見られるものの、以前のように戻らない状況にあり、それに伴って農産物直売所の来場者も減少し、地域農業者の生産意欲の低下、農業離れの要因の一つとなっています。また、開園以来30年が経過する施設の老朽化や運営内容の硬直化も影響していることから、施設の適切な維持管理を図るための改修や維持補修、運営方法の転換等による農業公園の活性化を求める地域農業者からの声が高まっている。

今後の展開方向等(※4)

農業公園は、これまで土地所有者で構成される農事組合法人にて管理運営が行われ、平成18年度からの指定管理者制度の導入後も引き続き農事組合法人が指定管理者となって管理・運営してきましたが、来園者数の減少等の影響を受け、令和6年3月までの指定管理期間満了をもって撤退することが決定し、令和7年度より新たな指定管理者による運営・管理を行うための指定管理者の募集を行っている。

そのため、令和7年度からの新たな指定管理者による提案を踏まえてリニューアルオープンに合わせ、滞在者へのサービス向上を目的とした施設の改修、維持補修等を行い、また、農産物直売所の再開に向けた地域農業者との連携の強化や耕作放棄地の解消を進めることにより、当該地区の、農業振興及び都市と農村との交流を図る拠点として滞在者数の増加及び地域の賑わいや地域における所得向上と雇用機会の確保につなげる。

【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、3年から5年程度の期間を限度として記載する。なお、農用地保全事業により農用地等の省力的かつ簡易な管理又は粗放的な利用を行う等の場合にあっては、地域の実情に応じた期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。

また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニ・ホの別(※3)	備考
富田林市	東条地区	②7 農林漁業・農山漁村体験施設(農林漁業・農産漁村体験施設)	富田林市	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
富田林市	東条地区	農業公園管理運営事業	富田林市	無	
富田林市	東条地区	指定管理者制度	富田林市	無	

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、交付金交付に係る実施要領に記載されている交付対象事業の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニ・ホの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニ・ホのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

東条地区(大阪府富田林市)	区域面積 (※2)	552.2ha
区域設定の考え方 (※3) ①法第3条第1号関係: 計画区域(大字甘南備、大字龍泉、大字佐備)の総面積は552.2haで、そのうち農地(田畑)面積は284.1ha、林地(山林)面積は114.8haで全体の72.2%の割合を占めている。 また、区域内全就業者数は825人で、そのうち農業事従事者数は190人で全体の23.0%の割合を占めていることから、農業が重要な産業となっている。 ※2020年国勢調査より ②法第3条第2号関係: 計画区域内の人口は1,834人(令和6年10月31日時点)で、世帯数は1,053世帯である。 平成26年における人口は2,299人(平成26年4月30日時点)で、世帯数は1,115世帯であることから、過去10年間で20.2%の人口減少が進み、高齢化(高齢化率41.5%)が進んでいる。 一方、平成5年に開園した富田林市農業公園は、開園以来年平均約8万人の来園者が訪れる施設であり、地域農業者にとって貴重な農産物直売施設も兼ねていることから、当該地区の地域間交流を促進することにより、地域の活性化につながる。 ※市HP「富田林市の月ごとの人口の推移」より(令和6年10月31日時点) ③法第3条第3号関係: ・計画区域は、全域が市街化調整区域内農業振興地域となっており、市街地が形成される地域ではない。		

【記入要領】

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 活性化事業の実施に関する事項

(注) 農地法、農振法、都市計画法の特例措置を必要とする場合に記載すること。

(注) 権利の移転等を伴う農地転用等の場合には、「10 農林地所有権移転等促進事業に関する事項」を記載し、別途「所有権移転等促進計画」を作成すること。

1 活性化事業の用に供する土地に関する事項(※1)

土地番号	土地の所在	地番	地目		面積	土地利用区分(※2)		特例措置(※3)	備考
			登記簿	現況		農用地区域の 内外	市街化調整 区域の内外		
①									
②									
③									

2 施設の整備の内容

施設番号	種別(※4)	施設の種類	(当該施設が 農振法上の農 用地等に該当 する場合は○)	規模・用途等(※5)	土地番号 (土地の所在)(※6)	備考
①						
②						
③						

【記入要領】

※1 活性化事業の用に供する土地について記載すること。

※2 活性化事業の用に供する土地の一部又は全部が農用地区域内に存する場合には、「農用地区域の内外」欄に「○」を記載すること。
また、活性化事業の用に供する土地の一部又は全部が市街化調整区域内に存する場合には、「市街化調整区域の内外」欄に「○」を記載すること。

※3 「特例措置」の欄には、農山漁村活性化法の規定により適用を受ける特例措置の法律名及び条項を記載すること。具体的には、「農地法第4条第1項」、「農振法第15条の2第1項」、「都市計画法第29条第1項」又は「都市計画法第43条第1項」のいずれか該当するものを記載すること。

※4 「種別」には、新築、改築、用途変更の別を記載すること。

※5 「規模・用途等」には、建築面積及び施設の使用目的を記載すること。

※6 「土地番号(土地の所在)」は「1 活性化事業の用に供する土地に関する事項」の対応する「土地番号」を記載すること。

5 活性化事業の用に供するため農地を農地以外のものにする場合の記載事項

(注) 農地法第4条に係る特例措置を必要とする場合に記載すること。また、「(別添1) 農地法の特例措置」を添付すること。

1 概要

転用の時期(※1)	
転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要(※2)	

2 省令第7条各号の要件に該当する旨及びその理由

(注) 省令第7条第1号に該当する旨及びその理由のみ記載すればよい。

(注) 農用地区域からの除外を要さない場合、記載は不要である。

「4 活性化事業の実施に関する事項」に記載した土地のうち、土地番号①について(※3)

		規則第7条第1号に該当すると判断した理由	
規則第7条第1号イ			
規則第7条第1号ロ			
規則第7条第1号ハ			
規則第7条第1号ニ			
規則第7条第1号ホ			
規則第7条第1号ヘ			
	(1)		
	(2)		
規則第7条第1号ト			

3 その他参考となるべき事項

--

【記入要領】

※1 「転用の時期」には、「(別添1)農地法の特例措置」の3の(3)の記載事項を簡潔に記載すること。

※2 「転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要」には、「(別添1)農地法の特例措置」の5の記載内容を転記すること。

※3 当該活性化事業の用に供する土地毎に記入することとし、「4 活性化事業の実施に関する事項」の土地番号との整合を図ること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 当該活性化事業の用に供する土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書(全部事項証明に限る。)
- (2) 当該活性化事業により施設の整備を行う場合にあっては、当該施設及び当該施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面
- (3) 当該活性化事業の用に供する土地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があったことを証する書面
- (4) 当該活性化事業の用に供する土地が農用地域内の土地であるときには、そのことを明らかにする図面
- (5) 当該活性化事業の用に供する土地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書(意見を求めた日から三十日を経過してもなおその意見を得られない場合には、その事由を記載した書面)
- (6) その他参考となるべき書類

※ 都道府県知事等の同意手続が無い場合(指定市町村が活性化計画を作成する場合、都道府県が活性化計画を作成する場合(指定市町村と共同で活性化計画を作成しない場合を除く。))にも特例を講じるために必要な書類であることから、同意に際して提出する必要はないが、用意すること。

6 活性化事業の用に供するため開発行為（農振法第15条の2第1項）を行う場合の記載事項

1 活性化事業の用に供する土地を農用地等以外の用に供する場合の記載事項

（1）「4 活性化事業の実施に関する事項」に記載した土地のうち、土地番号①について（※1）

		規則第7条第1号に該当すると判断した理由
規則第7条第1号イ		
規則第7条第1号ロ		
規則第7条第1号ハ		
規則第7条第1号ニ		
規則第7条第1号ホ		
規則第7条第1号ヘ	(1)	
	(2)	
規則第7条第1号ト		

（2）その他参考となるべき事項

--

2 活性化事業の用に供する土地を農用地等の用に供する場合の記載事項

(注) 農振法第15条の2第1項に係る特例措置を必要とする場合に記載すること。また、「(別添2) 農振法の特例措置」を添付すること。

1 工事予定年月日	着手 年 月 日 ~ 完了 年 月 日
2 農用地等としての利用を困難にしないための措置の概要(※2)	
3 防災措置の概要(※3)	
4 その他参考となるべき事項	

【記入要領】

※1 当該活性化事業の用に供する土地毎に記入することとし、「4 活性化事業の実施に関する事項」の土地番号との整合を図ること。

※2 「農用地等としての利用を困難にしないための措置」欄には、開発行為後の土地農用地等の用に供する場合にあって、農用地等としての利用を困難にしないための措置の概要を記載すること。

※3 「防災措置の概要」欄には、活性化事業に係る開発行為により周辺の農用地等に土砂が流出し又は崩壊する等により災害を発生させるおそれがある場合に、それを防止するための措置を記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

(1)当該開発行為を行う土地の位置及び付近の状況を明らかにした図面

(2)当該開発行為が建築物その他の工作物の新築、改築又は増築である場合にあっては、当該開発行為を行う土地における当該建築物その他の工作物の位置を明らかにした図面。

(3)その他参考となるべき書類

7 都市計画法に関する記載事項(農林漁業等振興等施設整備事業に関する事項)

(注) 特定開発行為若しくは建築行為等(法第5条第11項)に対し、都市計画法に係る特例措置を必要とする場合に記載すること。

また、「(別添3) 都市計画法の特例措置」を添付すること。

(注) 特定開発行為若しくは建築行為等を行う者から都道府県知事への許可申請が別途必要であることに留意すること。

1 特定開発行為を行う場合の概要

開発区域に含まれる土地(※1)	
開発区域の面積	平方メートル
開発の目的、予定建築物の用途	
工事予定年月日	着手 年 月 日 ~ 完了 年 月 日

2 建築行為等を行う場合の概要

建築物の種別(※2)	
建築物を建設しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在(※3)	
建設しようとする建築物、用途の変更後の建築物の用途	
工事予定年月日	着手 年 月 日 ~ 完了 年 月 日

【記入要領】

※1 開発区域内の土地の土地番号(4 活性化事業の実施に関する事項の土地番号)を全て記載すること。

※2 建築物の新築、改築、用途の変更の別を記載すること。

※3 該当する土地の土地番号(4 活性化事業の実施に関する事項の土地番号)を全て記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

(1) 当該農林漁業団体等(個人である場合を除く。)の定款又はこれに代わる書面

(2) 当該農林漁業団体等の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書

(これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類)

(3) 特定開発行為を行う場合には、

① 開発区域(開発行為をする土地の区域)の位置を表示した地形図

② 現況図(a 地形、b 開発区域の境界、c 開発区域内及び開発区域の周辺の公共施設を表示したもの)

③ 土地利用計画概要図(a 開発区域の境界、b 公共施設の位置及びおおむねの形状、c 開発行為に係る建築物の敷地のおおむねの形状を表示したもの)

④ その他参考となるべき書類

(4) 建築行為等を行う場合には、

① 付近見取図(方位、建築行為等に係る建築物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の公共施設を表示したもの)

② 敷地現況図(建築行為等に係る建築物の敷地の境界及び当該建築物の位置を表示したもの)

③ その他参考となるべき書類

※ 都道府県知事等の同意手続が無い場合(指定都市等が活性化計画を作成する場合、都道府県が活性化計画を作成する場合(指定都市等と共同で活性化計画を作成しない場合を除く。))にも特例を講じるために必要な書類であることから、同意に際して提出する必要はないが、用意すること。

8 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(㎡)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			
富田林市大字 甘南備	2528番	畑	畑	1,600				賃貸借	植村直樹	兵庫県尼崎市 武庫之荘二丁目9番1-201号	ロ	なし	

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)		構造(※6)		建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物								
工作物								
計								

(3)開設の時期(農林水産省令第2条第4号二)

令和8年度

【記入要領】

※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。

※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。

※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。

※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。

※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

9 多面的機能発揮促進事業に関する事項

組織名： (※1)

1 多面的機能発揮促進事業の目標

(1) 現況

(2) 目標

2 多面的機能発揮促進事業の内容

(注) 実施する多面的機能発揮促進事業のうち、農用地保全事業に該当する内容のみを記載すればよい。

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域(省令第2条第5号ロに関する事項)

① 種類(実施するものに○を付すること)

1号事業	
☐	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成20年法律第78号。以下「多面法」という。)第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動 (農地維持支払交付金)
☐	多面法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動 (資源向上支払交付金)
2号事業(中山間等地域等直接支払交付金)	
3号事業(環境保全型農業直接支払交付金)	

② 実施区域

(2)活動内容等

① 省令第2条第5号ハの事業(多面法第3条第3項1号の事業)

1)事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別

--

2)活動の内容

イ 多面法第3条第3項第1号イの活動(※2)

--

ロ 多面法第3条第3項第1号ロの活動(※3)

--

② 省令第2条第5号ニの事業(多面法第3条第3項2号の事業)

1)農業生産活動の内容(※4)

--

2)農業生産活動の継続的な実施を推進するための活動(※5)

--

③ 省令第2条第5号ホの事業(多面法第3条第3項3号の事業)

1)自然環境の保全に資する農業の生産方式の内容(※6)

--

2)1)の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動内容(※7)

--

3 省令第2条第5号ホに関する事項(多面的機能発揮促進事業の実施期間)(※8)

--

【記入要領】

- ※1 組織毎に作成すること。
- ※2 多面的機能支払交付金実施要綱別紙1の第5の2の活動計画書のⅡの「3. 活動の計画」の「(1)農地維持支払」に記載する内容を簡潔に記載すること。
- ※3 多面的機能支払交付金実施要綱別紙1の第5の2の活動計画書のⅡの「3. 活動の計画」の「(2)資源向上支払(共同)」及び「(3)資源向上支払(長寿命化)」に記載する内容を簡潔に記載すること。
- ※4 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式1の集落協定「第3 協定対象となる農用地」に記載する内容を簡潔に記載すること(集落協定に基づく活動を行う場合)。
中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式6の経営規模及び農業所得調書の「1 経営規模」に記載する内容を簡潔に記載すること(個別協定に基づく活動を行う場合
ただし、交付金額に係る記載は不要。
- ※5 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式1の集落協定「第4 集落マスタープラン」、「第5 農業生産活動等として取り組むべき事項」、
「第8 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」及び「第9 加算措置適用のために取り組むべき事項」に記載する内容を簡潔に記載すること(集落協定に基づく活動を行う場合)。
中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式7の「協定農用地の概要」に記載する内容を簡潔に記載すること(個別協定に基づく活動を行う場合)。
- ※6 環境保全型農業直接支払交付金交付等要領の共通様式第3号の別紙の第2の1の(2)の活動計画書Ⅳの「1 自然環境の保全に資する農業の生産方式」に記載する内容を簡潔に記載すること。
- ※7 環境保全型農業直接支払交付金交付等要領の共通様式第3号の別紙の第2の1の(2)の活動計画書Ⅳの「3 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した
農業生産活動の実施を推進するための活動の内容」に記載する内容を簡潔に記載すること。

(添付資料)

- (1)多面法第3条第3項第1号に規定する事業を行う場合は、「多面的機能支払交付金実施要綱」(平成26年4月1日25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙1の第5の1の
事業計画書及び2の活動計画書
- (2)多面法第3条第3項第2号に規定する事業を行う場合は、「中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用」(平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知)
参考様式第4号の1事業計画書及び2活動計画書(別紙様式1)、別紙様式2～7のうち事業の申請に必要なもの
- (3)多面法第3条第3項第3号に規定する事業を行う場合は、「環境保全型農業直接支払交付金交付要領」(平成23年4月1日22生産第10954号農林水産省生産局長通知)の
共通様式第2号の事業計画書、共通様式第3号の活動計画書

別紙

地区の概要

(注) 以下、(多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払)をそれぞれ(多面支払、中山間直払、環境直払)と一部で表示

1. 活動期間

		活動開始年度 (計画認定年度)	活動終了年度
	農地維持支払	年度	年度
	資源向上支払(共同)	年度	年度
	資源向上支払(長寿命化)	年度	年度
	中山間地域等直接支払	年度	年度
	環境保全型農業直接支払	年度	年度

2. 実施区域内の農用地、施設

協定農用地面積 又は認定農用地 面積(※1)							うち遊休農 地面積
		田	畑	草地	採草放牧地	計	
	多面支払	a	a	a	a	a	a
	中山間直払	a	a	a	a	a	a
	環境直払 (※2)	傾斜	傾斜	傾斜	傾斜	a	a
取組 面積		a					

農業施設 (多面支払)		水路	農道	ため池
		km	km	箇所
	うち、資源向上支 払(長寿命化)の 対象施設	km	km	箇所

3. 実施区域位置図 別添「実施区域位置図」のとおり

【記載要領】

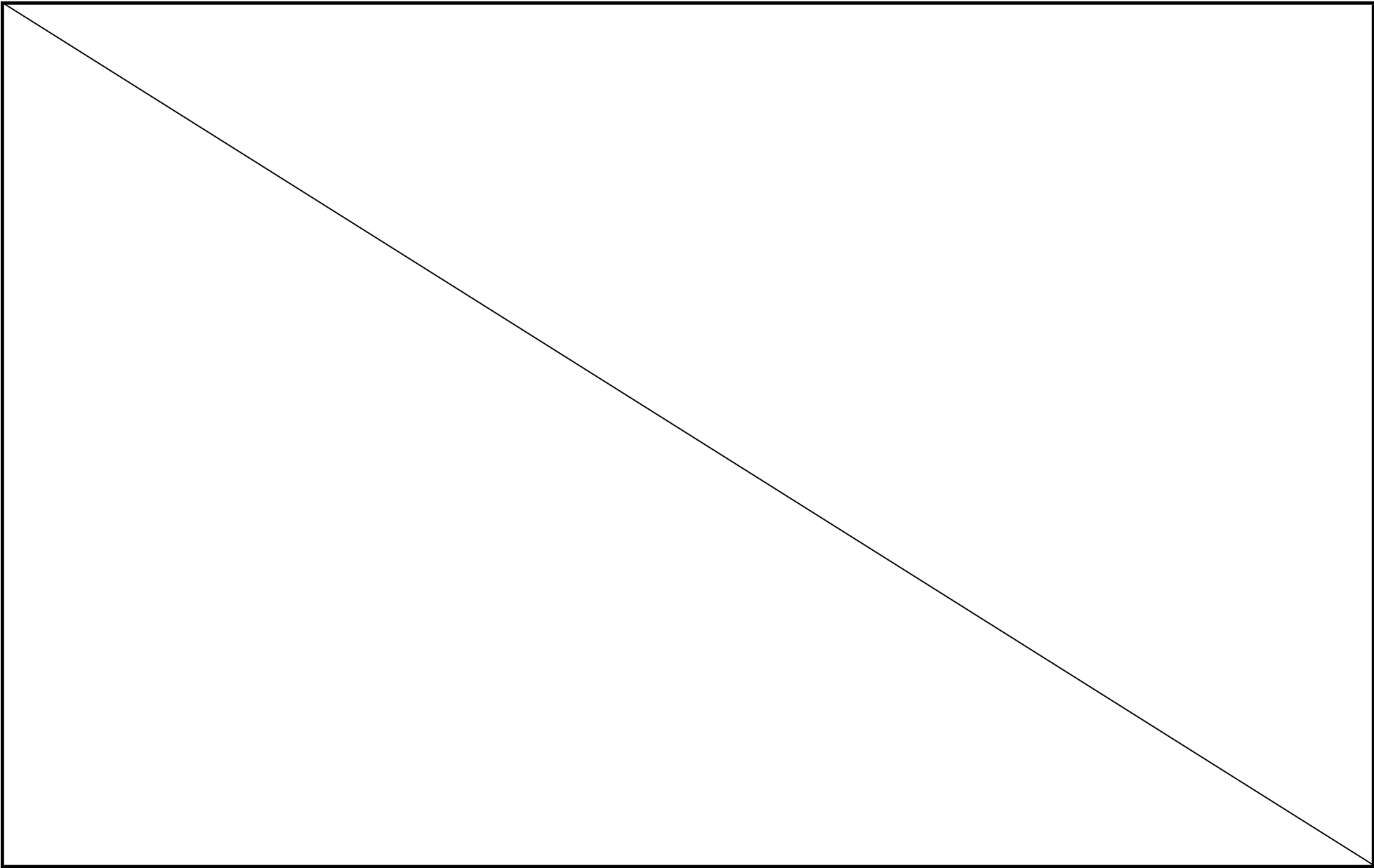
- ※1 多面支払の認定農用地は、集落が管理する農用地を記載する。
※2 環境保全型農業直接支払に取り組む場合は、環境保全型農業直接支払交付金交付等要領別紙第2の1の(2)活動計画書のⅣの4の交付金額の取組面積の合計を記載するものとする

(別添)

実施区域位置図

組織名称:

- ☐ 1号事業(多面支払)
- ☐ 2号事業(中山間直払)
- ☐ 3号事業(環境直払)



10 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

(注) 権利の移転等を伴う農地転用等の特例を必要とする場合に記載し、別途「所有権移転等促進計画」を作成すること。

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第10項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第10項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第10項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第10項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

11 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

当該計画の達成状況については、令和8年度の施設整備完了後、3年間の評価期間(令和9年度～令和11年度)で効果発現状況(※)を把握し、令和12年度に第三者(会計士等)の意見を聞き、目標達成状況の確認を行う。

※ 効果発現状況の把握については以下のとおり

第1目標の確認方法

富田林市農業公園の滞在者数により把握を行います。

第2目標の確認方法

農業公園及び農産物直売所における農産物の販売額により把握を行います。

第3目標の確認方法

富田林市農業公園における地域間交流の促進を図るイベントの開催実績数により把握を行います。

【記入要領】

※1 施行規則第2条第6号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第7条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、交付金交付に係る実施要領の定めるところによるものとする。